

諮問日：平成28年1月27日（平成27年度（情）諮問第7号）

答申日：平成28年6月28日（平成28年度（情）答申第3号）

件名：特定の弁護士が弁護士会から受けた処分について、日本弁護士連合会の懲戒処分の公表等に関する規程に基づき、日本弁護士連合会又は弁護士会から東京地方裁判所へ通知された文書の一部開示の判断に関する件（第三者苦情申出）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

次に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件各対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）については、不開示とした部分に係る判断は妥当であるが、これに加えて文書2の「処分の理由の要旨」の4行2文字目及び9行22文字目から10行2文字目までの部分（以下「本件追加不開示部分」という。）を不開示とすべきである。

文書1 平成26年10月17日付け「弁護士懲戒についてのご通知」

文書2 平成26年10月17日付け「弁護士の懲戒処分について」

### 第2 事案の概要

本件は、本件各対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が平成27年11月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1(2)に定める第三者から苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 弁護士の懲戒処分に関する情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号イにより「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上の地位その他正

当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否かが問題となり、懲戒処分から長年月が経過していないものについては、その情報は、公にすることにより正当な利益を害するとはいえない。

したがって、文書1の作成者の印影は法5条2号イにより、文書2の担当者の姓については、法5条1号により不開示とすべきであるが、その余の部分は開示すべきである。

- 2 最高裁判所事務総長は、「懲戒処分に付した年月日」や「処分の理由の要旨」の特定部分について、「記者発表の際、同部分が公になっているとしても、懲戒処分から1年以上を経過していることからすれば、法5条1号ただし書イに該当しない」として不開示とするが、文書2は、記者会見する際に記者に配付しているのと同じの文書であり、これに記載されている情報が公になっているものとして取り扱うべき期間は、官報等の一般に入手可能な文書に記載されているものと同様のものとすべきである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各対象文書について、法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当する情報が含まれていることから、これらの情報が記録されている部分を不開示としたところ、本件追加不開示部分は不開示とすべきであるが、その余の開示すべきとした部分に係る判断は相当である。

##### 2 理由

###### (1) 文書1について

文書1中、懲戒処分を受けた弁護士に関する記載部分である「懲戒処分を受けた所属会員」、「懲戒処分の種別」及び「告知した（処分の効力の生じた）年月日」は、当該懲戒処分を受けた弁護士の氏名、所属、事務所が記載されていることから、全体として法5条1号本文前段の個人識別情報に相当

する情報であると認められる。

しかしながら、「懲戒を受けた所属会員」，「懲戒処分の種別」，「告知した（処分の効力の生じた）年月日」については、「官報」及び日本弁護士連合会が同連合会のホームページ上で一般販売している「自由と正義」に記載されている情報と同一の情報であることから、既に公にされている情報であると認められ、同号ただし書イに相当する。

したがって、文書1中、「懲戒処分に付した年月日」に記載されている具体的年月日を不開示とし、弁護士会長の印影を除くその余の部分を開示することとした原判断は相当である。

## (2) 文書2について

文書2中、懲戒処分を受けた弁護士に関する記載部分である「懲戒処分を受けた所属会員」，「懲戒処分の種別」，「告知した（処分の効力の生じた）年月日」及び「処分の理由の要旨」は、当該懲戒処分を受けた弁護士の氏名、所属、事務所及び処分理由の要旨が記載されていることから、全体として法5条1号本文前段の個人識別情報に相当する情報であると認められる。

しかしながら、「懲戒処分を受けた所属会員」，「懲戒処分の種別」，「告知した（処分の効力の生じた）年月日」に記載されている情報については、「官報」及び「自由と正義」に記載されている情報と同一の情報であり、また、本件追加不開示部分を除いた部分については、「自由と正義」に記載されている情報と内容において同一の情報であることから、既に公にされている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに相当する。

もっとも、本件追加不開示部分に記載されている情報については、「官報」や「自由と正義」に記載されていない情報であり、また、苦情申出書記載のとおり、記者発表の際、同部分が公になっているとしても、懲戒処分から1年以上を経過していることからすれば、法5条1号ただし書イに相当しないと解される。

したがって、文書 2 中、本件追加不開示部分是不開示とすべきであるが、その余の開示すべきとした部分については原判断が相当である。

## 第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |                  |                     |
|---|------------------|---------------------|
| ① | 平成 28 年 1 月 27 日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日               | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年 2 月 22 日      | 本件各対象文書の見分及び審議      |
| ④ | 同月 23 日          | 苦情申出人から意見書を收受       |
| ⑤ | 同年 3 月 11 日      | 苦情申出人から意見書を收受       |
| ⑥ | 同月 22 日          | 本件各対象文書の見分及び審議      |
| ⑦ | 同年 4 月 11 日      | 本件各対象文書の見分及び審議      |
| ⑧ | 同月 25 日          | 審議                  |
| ⑨ | 同年 5 月 11 日      | 審議                  |
| ⑩ | 同年 6 月 22 日      | 審議                  |

## 第 6 委員会の判断の理由

### 1 本件苦情申出について

本件各対象文書は、特定の弁護士が所属弁護士会から受けた処分についての当該弁護士会から東京地方裁判所への通知書 2 通である。

原判断庁は、本件各対象文書の一部が法 5 条 1 号及び 2 号イに規定する不開示情報に相当するとして、不開示とする原判断を行った。これに対し、苦情申出人は、原判断において法 5 条 1 号に規定する不開示情報に相当するとされた部分のうち、懲戒処分を受けた弁護士に係る記載の部分は、法 5 条 1 号に規定する不開示情報には相当せず、法 5 条 2 号イに規定する不開示情報にも相当しないから、開示すべきであると主張して、苦情申出をしたものである。

### 2 検討

上記 1 のとおり、苦情申出人は、原判断において不開示とされた部分のうち、

懲戒処分を受けた弁護士に係る記載の部分を全部開示すべきと主張するが、当該部分は、苦情申出人に係る情報が記録されている部分ではなく、苦情申出人に係る情報が記録された部分についての原判断については、何ら苦情を申し述べていないのであるから、本件苦情申出は、原判断に対する不服ではないといわざるを得ない。

なお、苦情申出人は、原判断において不開示とされた部分のうち、懲戒処分を受けた弁護士に係る記載の部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当するか否かではなく、法5条2号に規定する不開示情報に相当するか否かの判断対象とすべき旨を主張する。しかし、弁護士に対する懲戒処分は、その本質は当該個人に科される制裁として捉えられるべきものであって、特定の弁護士に対する懲戒処分に関する情報は、その結果いかんにより弁護士としての事業活動が制約される場合があるという点において、当該個人の弁護士業務との関連性を有することがあり得るとしても、個人としての当該弁護士の名誉や人格に重大な関わりを持つ情報としての性格が強いものというべきである。これに対し、法5条2号が事業を営む個人の当該事業に関する情報について、これを同条1号の個人情報から除外し、同条2号の法人情報と併せて規定した趣旨は、事業を営む個人の当該事業に関する情報が、法人情報と同列のものとして事業活動への影響の観点から保護されるべきか否かの観点から扱われるべきものとするのが適当とされたものと解される。これらのことからすると、懲戒処分に関する情報については、まず、立法趣旨に照らしても、法5条1号に規定する不開示情報に相当するか否かが判断されるべきものである。

そして、本件各対象文書のうち、懲戒を受けた弁護士に係る記載の部分は、全体として個人に対する情報であり、「官報」又は「自由と正義」により公にされている部分は法5条1号ただし書イに相当し、開示すべきであるが、その余の部分（文書1及び文書2につき、原判断において不開示とされた懲戒処分に付した年月日欄の具体的年月日。文書2につき、本件追加不開示部分）は、

法5条1号本文前段に規定する不開示情報に相当するものと認められるから、これらは不開示とすべきである（原判断において不開示とされた文書1の印影は法5条2号イに規定する不開示情報に相当し、文書2の担当者の姓は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、これらの判断は妥当である。）。

### 3 原判断の妥当性について

以上のおりであるから、本件各対象文書につき、その一部に法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示とした部分は、同条1号又は2号イに規定する不開示情報に相当すると認められ、当該部分を不開示とする判断において妥当であるほか、最高裁判所事務総長が不開示とすべきとしている本件追加不開示部分も同条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、当該部分を不開示とすべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人